

6月1日(月)
申請受付開始!

瀬戸内市にお住まいで

39歳以下の新婚世帯※の方へ

※令和8年1月1日から令和9年3月5日までに婚姻届を受理された夫婦



瀬戸内市結婚
新生活支援事業

住居費補助が
受けられます!

夫婦ともに
29歳以下
最大**60**万円

夫婦ともに
39歳以下
最大**30**万円

対象費用は
こちら!

※対象期間内に支払った費用が
対象となります。

予算到達時点

先着順

受付終了



住宅
購入費用



住宅
リフォーム
費用



住宅
賃借費用



新居への
引越費用

【申請・お問合せ先】 こども未来部こども家庭課こども政策係

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 TEL: 0869-24-8015(土日祝日除く 8:30~17:15)

申請前に必ずご相談ください!

詳しくは裏面をご確認ください。

瀬戸内市結婚新生活支援事業補助金

対象世帯

全ての項目を満たす必要があります。

1. 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出・受理されていること
2. 申請日において、瀬戸内市内の対象住宅に住民登録をしていること
3. 婚姻届を受理された時点で、夫婦ともに39歳以下であること
4. 夫婦の令和8年度（令和7年分）の所得※1を合計した額※2が500万円未満であること
※1 「収入」から必要経費を差引いた額 ※2 貸与型奨学金の年間返済額を控除する
5. 瀬戸内市に定住する意があること
6. 市が別に定める講座の受講または医療機関へ妊娠・出産に関する相談をしていること
7. 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
8. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
9. 夫婦ともに暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
10. 他の公的制度による家賃補助を受けておらず、かつ、生活保護を受給していないこと

補助上限額

（婚姻時の年齢が夫婦ともに）29歳以下 60万円 / 39歳以下 30万円

対象費用

対象期間(令和8年4月1日から令和9年3月5日まで)の間に支払った経費



住宅購入費用

婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅の購入費用

✕対象外経費：土地の取得費 / 住宅ローン手数料



リフォーム費用

婚姻日から起算して1年以内に実施した住宅のリフォーム費用

✕対象外経費：倉庫・車庫の工事 / フェンス等外構工事/家電購入・設置費用



住宅賃費用

賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

✕対象外経費：駐車場代 / 物件の清掃代 / 鍵交換代 / 住宅手当相当額



引越費用

引越業者や運送業者に支払った新居への引越費用

必要書類

申請には、下記書類が必要です。

提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

共通

- ☐ 結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- ☐ 婚姻届受理証明書 または 婚姻事項が記載された戸籍謄本
- ☐ 夫婦の住所及び続柄が記載された住民票
- ☐ 令和8年度（令和7年分）の所得証明書 または 夫婦の総所得が分かる書類
- ☐ 直近の市税等の納税証明書 または 滞納がないことが分かる書類
※令和8年1月1日時点で瀬戸内市に住民票がない場合は前住所地の該当書類
- ☐ 領収書等の写し（対象費用を対象期間内に支払ったことが分かるもの）
- ☐ 住宅の売買契約書 または 工事請負契約書 または 賃貸借契約書
- ☐ 受講確認書 または 妊娠・出産に関する相談をしたことが分かる書類（医療機関の領収書等）

の該当者

- ☐ 住宅手当支給証明書
- ☐ 令和7年中に返済した貸与型奨学金の返済額が分かる書類

申請期間

令和8年6月1日から令和9年3月5日まで

本事業は【フラット35】地域連携型 と連携しています。

詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35HPをご確認ください。

